

しるばーあんぜんニュース(4・5月春の合併号)

令和5年度がスタートしました。お仕事開始の準備はできていますか？
 昨年度は事故が多発しました。今年度は事故のない安心安全な1年にしてい
 きましょう。そのために準備すること、心がけることを特集してみました。
「人は気づいていると事故を起こせません」しっかりと準備して仕事に
 臨みましょう。今回は①熱中症②飛び石③その他法律関連の諸注意です。



①熱中症対策 今年の夏は暑い？ 熱中症にならないよう準備しよう。

今年の6月～8月の平均気温は「高いor平年並み」ということは暑くなります。

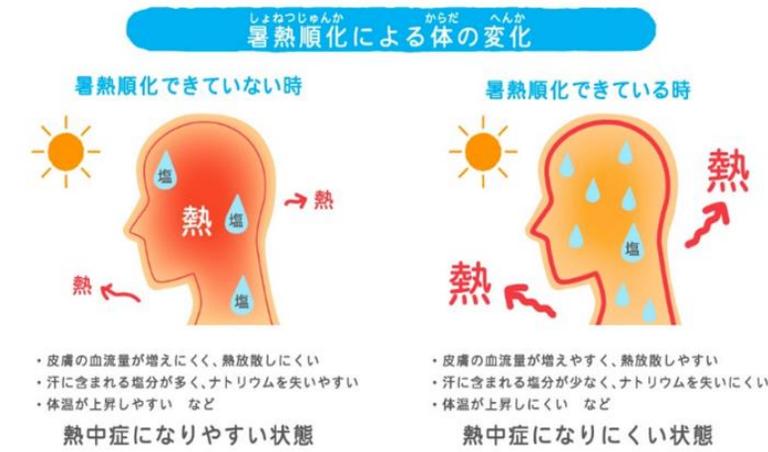


「暖候期(6月～8月)予報」とよると、今年の夏は、暖かい空気に覆われやすいため、気温は北日本・東日本・西日本で「平年並みか高い」、沖縄・奄美は「ほぼ平年並み」でしょう。
 例年より暑い「猛暑」が予想される原因の一つは、地球温暖化です。地球温暖化の影響等により、全球で大気全体の温度が高いことに加え、夏前半を中心にラニーニャ現象の影響が残るため、上空の偏西風は日本付近では平年より北に流れ、太平洋高気圧の北への張り出しが強まりそうです。



本格的な暑さを迎える前に早めの熱中症対策「暑熱順化」という考え方。暑熱順化とは？

暑熱順化とは、**体が暑さに慣れること**です。
 暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて(暑熱順化)、暑さに強くなります。



暑熱順化による変化
 人は運動や仕事などで体を動かすと、体内で熱が作られて体温が上昇します。体温が上がった時は、汗をかくこと(発汗)による気化熱などによって体の表面から空気中に熱を逃がすことで、体温を調節しています。この体温の調節がうまくできなくなると、体の中に熱がたまって体温が上昇し、熱中症が引き起こされます。
暑熱順化がすすむと、発汗量や皮膚血流量が増加し、発汗による気化熱や体の表面から熱を逃がす熱放散がしやすくなります。

軽い運動で「暑熱順化」! 体を慣らして熱中症を予防しよう!

②STOP! 飛び石! 草刈りシーズン到来。飛び石事故を撲滅しよう

機械刈りによる飛び石事故多発! 刈払機での作業は、半径15m以内に人・物を入れない

機械刈りによる飛び石飛散事故が後を絶ちません。昨年度は走行中の車両への飛び石事故が多発し、また対人事故も発生しました。今年度は飛散事故が発生しないよう、万全の注意を払って作業しましょう。

①危険物に向かない

②飛石防止ネット活用

③飛散しにくい刃を使用



危険個所に背中を向ける!



飛石防止ネットを
しっかり活用する!



石が跳びにくい刃
を使用する。

人に当てれば業務上過失致傷(致死)罪
民事罰・刑事罰はすべて飛ばした本人に!
注意を怠らず、「飛び石事故」を撲滅しよう!

③法改正 作業中に守らねばならない事 ・道路交通法 (自転車ヘルメット着用義務化) 安衛令第13条第3項第28号 (墜落制止用器具) ・安衛則第485条第1項 (下肢切創防止)

新規格墜落制止用器具使用義務

労働安全衛生法令改正により「安全帯」は「墜落制止用器具」と名称が変わり、基本的には新規格適合のフルハーネス型と胴ベルト型のみ使用可能となりました。(U字型は使用不可)
旧法の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)の使用は令和4年1月2日以後使用不可

旧規格の安全帯は使えません!



伐木等作業における保護具等着用義務

- ① 下肢の切創防止用保護衣の着用
- ② 切創防止用手袋着用
- ③ 保護帽、保護網及び防音保護具着用



道交法改正 自転車利用時のヘルメット着用 全年齢層(努力)義務化

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用が**努力義務**となります。
ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の**約6割は頭部を損傷**しています。また、ヘルメット非着用時の**致死率**は、着用時と比べて**約2.2倍も高**なっています。自転車事故による被害を軽減するためにヘルメットを着用しましょう。

仕事始めが肝心! 目配り・気配り・こころ配りで事故を防ごう!